

警固公園アウトリーチ・相談窓口業務委託に係る質問への回答

| | 公募実施要領・ 公募仕様書 ページ等 | 質問 | 回答 |
|---|--------------------------------|---|--|
| 1 | 公募仕様書1ページ4(2)オ | 事務員は、相談員やSNS 相談員等を兼ねることはできるのでしょうか。 | 総括相談員・相談員・SNS相談員(以下、「相談員」という。)が相談業務に従事している時間帯は、相談業務に専念していただく必要がありますが、相談業務に従事していない時間帯において、事務員を兼ねることは差支えありません。 |
| 2 | 公募仕様書2ページ5(1)カ | 緊急避難場所等へのつなぎ(移送を含む)とありますが、移送はタクシーを使って病院や関係機関へ一緒に行くという認識でよろしいのでしょうか。 | 県子ども若者シェルター(福岡地域での設置を想定)、児童相談所等への対象者の移送は、公共交通機関(タクシーを含む)により、相談員が同行のもと行う想定です。対象者の居住地を管轄する児童相談所など、福岡市外(県内)への移送も想定されます。 |
| 3 | 公募仕様書2ページ5(1)カ | 移送の際の距離とかかる費用についての条件はございますでしょうか。 | 経済性・合理性を踏まえ、状況に応じて適切な交通手段を選択し、移送を行ってください。移送距離・移送費の上限の設定は予定していませんが、詳細については、県と委託事業者の協議により決定します。なお、公募要領に記載のとおり、原則として領収証等で確認できるものを対象経費とします。 |
| 4 | コンソーシアム協 定書第11条(取 引金融機関) | コンソーシアムで銀行口座を開設するには時間を要するため、すでに団体が持っている口座を使用しても良いのでしょうか。 | 代表構成員の既存口座等を使用されても差支えありません。なお、公募要領でお示している「コンソーシアム協定書」は、参考様式であり、実情に応じて改変等を行ってください。 |
| 5 | 公募要領4ページ 9 | 夜間相談窓口会場賃借料で1日(1回あたり)の上限額の規定はありますか。 | 企画提案公募実施要領でお示している予算規模の範囲内であることを前提として、夜間相談窓口会場賃借料における1日(1回あたり)の上限額はありません。ただし、公募仕様書に記載のとおり、夜間相談窓口業務の目的外での会場使用は認められないため、会場の使用曜日・時間と相談窓口の開所曜日・時間は概ね一致する想定です。 |